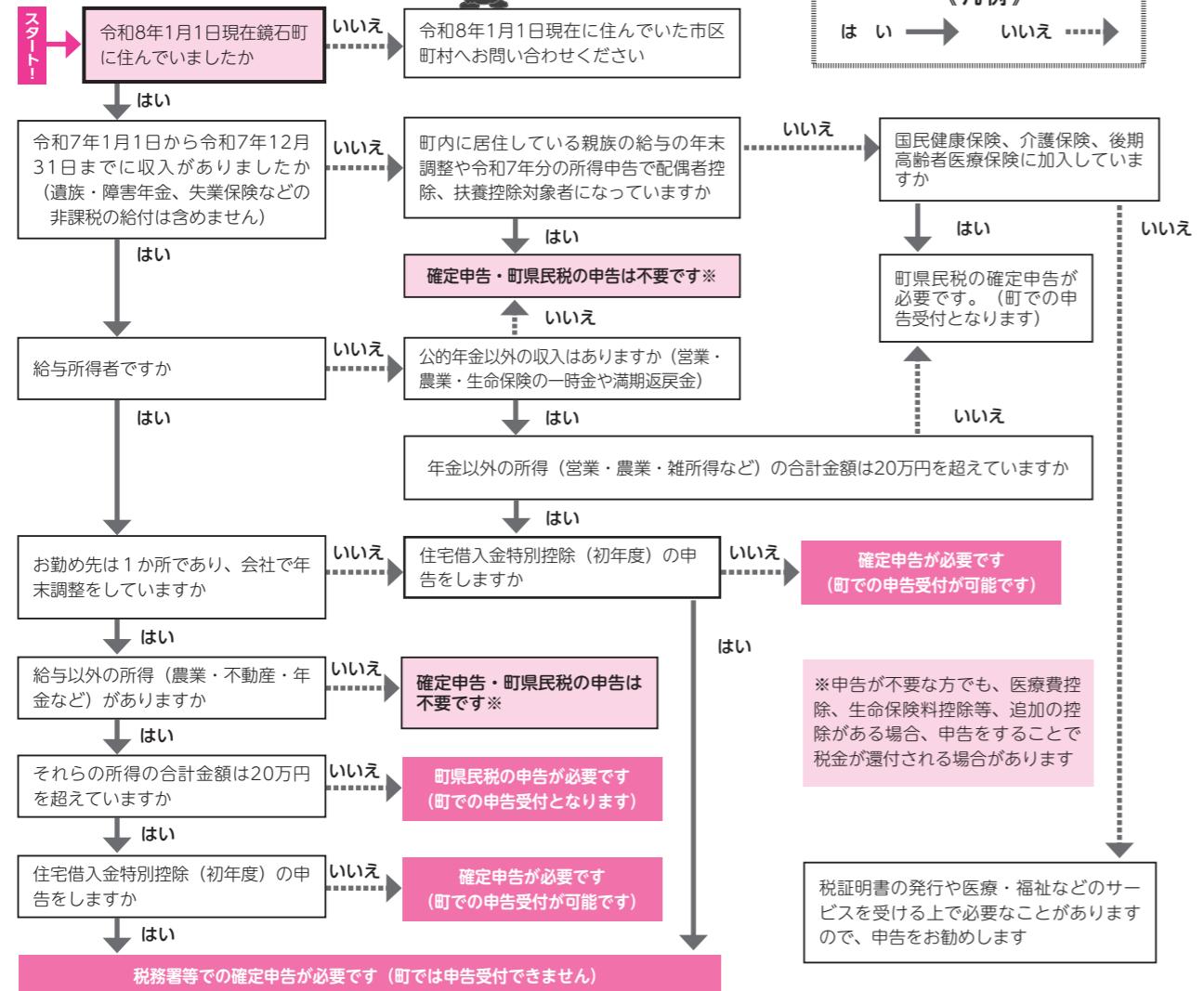


【申告相談フローチャート】



【申告相談日程表】

月	日	曜日	行政区	月	日	曜日	行政区
2月16日	月	公的年金のみ	3月 2日	月	1区・2区・3区・4区		
2月17日	火	仁井田・さかい	3月 3日	火	1区・2区・3区・4区		
2月18日	水	仁井田・さかい	3月 4日	水	鏡田・高久田		
2月19日	木	久来石・笠石	3月 5日	木	鏡田・高久田		
2月20日	金	久来石・笠石	3月 6日	金	鏡田・高久田		
2月24日	火	久来石・笠石	3月 9日	月	鏡田・高久田		
2月25日	水	久来石・笠石	3月10日	火	成田・豊郷・旭町		
2月26日	木	1区・2区・3区・4区	3月11日	水	成田・豊郷・旭町		
2月27日	金	1区・2区・3区・4区	3月12日	木	成田・豊郷・旭町		
お住まいの行政区の割り当て日に来場が難しい場合は、都合の良い日にご来場ください。				3月13日	金	成田・豊郷・旭町	
※確定申告期間中に町で受付可能な申告は、令和8年度の確定申告です。過年度（令和7年度（令和6年分）以前分）の確定申告については、町で申告受付はしていません。				3月16日	月	予備日	

※確定申告期間中に町で受付可能な申告は、令和8年度の確定申告です。過年度（令和7年度（令和6年分）以前分）の確定申告については、町で申告受付はしていません。

※確定申告は、令和7年分の実状に基づいたものとなります。どのように申告すれば一番税金が安くなるかなどの質問については、お答えできませんので、予めご了承ください。

※町では住宅借入金等特別控除（初年度）の申告受付はできませんので、該当する方は税務署やスマホ等での電子申告でのご申告をお願いします。

※確定申告期間中（2月16日～3月16日）は、税務町民課では申告相談を受け付けることはできません。

申告に関する相談受付については、確定申告会場（町勤労青少年ホーム内）のみとなります。

《凡例》
はい → いいえ

令和7年分

確定申告を忘れずに！

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

会場：鏡石町勤労青少年ホーム

マイナンバーカードをお持ちなら、スマートフォンやタブレット、パソコンを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から所得税の確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用することで、都合の良い時に送信できることとともに、マイナポータル連携による控除証明書等の自動データ入力や還付発生時の早期還付が可能となるなど利用するメリットが盛りだくさんです。ぜひご利用ください。

詳しくは国税庁のe-Taxサイトをご覧ください。▼

QRコード

町での確定申告

確定申告相談は、令和7年1月から令和7年12月までの収入を申告していただくもので、この内容が令和8年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。

●開設期間 令和7年分所得税等の確定申告書作成会場は、2月16日(月)～3月16日(月)9時～16時（土日祝日除く）

●申告方法 来場者がスマホ等を操作して作成

●税務署での確定申告 年金・障害年金などの非課税年金受給者で税法上の扶養になつていな方など

●申告期間 令和7年分所得税等の確定申告書作成会場は、2月16日(月)～3月16日(月)9時～16時（土日祝日除く）

●会場 須賀川市牡丹会館（須賀川市牡丹園68）

check !!
スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。また、来場前に設定したパスワードの確認をお願いします。

QRコード

国税庁 LINE

会場への入場には、整理券が必要となります。整理券は

LINE（国税庁を友だち登録）による事前発行と、会場での当日配布（配布状況により後日の来場となる場合あり）があります。

●問い合わせ先 0120-101-622
後期高齢者医療保険に係る医療費について
医療費のお知らせ（令和7年1月診療分～12月診療分）は、令和8年2月下旬より順次発送を予定しています。詳細については、後期高齢者医療広域連合コールセンターマン（連絡ください。問い合わせ先）

【申告相談に必要なもの】
収入に関するもの
控除に関するもの
その他必要なもの

- 給与や年金収入のある方は、令和7年分の源泉徴収票
- 事業収入（営業、農業等）のある方は、収支内訳書など集計されたもの
- 令和7年中に支払った社会保険料等（国民健康保険税、国民年金保険料等）の支払証明書または領収書
- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料（地震保険等）の支払証明書
- 障がい者の方は、その事実が確認できる障害者手帳等
- 医療費控除等を受ける場合には、医療費控除等の明細書（人、月ごとに金額を合計したもの）
- 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額の分かるもの（前年の確定申告書）
- 所得税が還付される方は、通帳など銀行名や口座番号が分かるもの（申告者本人名義のもの）
- 本人確認書類、マイナンバーが分かる書類

●問い合わせ先

税務町民課 ☎ 62-2114 須賀川税務署 ☎ 75-2194

申告会場（申告期間中のみ） ☎ 62-6500

（電子申告）が便利です

●町県民税申告が必要な方 令和8年1月1日時点での

●

鏡石町に住所または居所がある方は町県民税の申告が必要です。詳しくは次ページフロー

チャートをご確認ください。